

整理番号	19	実施部局	総務部	主務課	資産経営課	関係課		
項目名	柱1	未来につながる行財政経営への変革						
	(2)	持続可能な財政構造の確立						
	④	資産マネジメント						
	ア	公共施設等の総合的・戦略的なマネジメント						
現状・課題	県が保有する橋梁・河川施設等の社会基盤施設や庁舎・学校等の県有建物は、高度経済成長期に集中して整備されており、今後大規模改修や更新のための費用の増加が見込まれていることから、公共施設としての安全・安心が求められる行政サービス水準を確保しながら、財政負担の軽減・平準化や将来的な人口減少等を見据えた施設総量の適正化が必要となる。							
取組内容	社会基盤施設については、個別施設計画等に基づき、老朽化した施設の計画的な予防保全型の維持管理等を実施する。 また、庁舎・学校等の県有建物については、千葉県県有建物長寿命化計画等に基づき、老朽化した施設の計画的な建替・改修や予防保全型の維持管理を進めるとともに、出先機関等の庁舎の集約化や統廃合による建物の総量縮減などに努める。							
目標	<ul style="list-style-type: none"> ○社会基盤施設 <ul style="list-style-type: none"> ・個別施設計画等に基づき、老朽化した施設の計画的な予防保全型の維持管理等を実施する。 ○県有建物 <ul style="list-style-type: none"> ・千葉県県有建物長寿命化計画に基づき、整備計画Ⅰ期に位置づけた施設について着手済の大規模改修・建替えの整備を進めるとともに、整備計画Ⅱ期に位置づけた60施設についても、着実に整備を進める。 							
取組工程	<ul style="list-style-type: none"> ○社会基盤施設 <ul style="list-style-type: none"> ・個別施設計画等に基づく取組の実施 ○県有建物 <ul style="list-style-type: none"> ・整備計画Ⅰ期に位置づけた施設等に係る長寿命化対策の実施 ・県有建物長寿命化計画の改訂作業（整備計画Ⅱ期の見直し、Ⅲ期の策定等） ・整備計画Ⅱ期に位置づけた施設等に係る長寿命化対策の実施 ・維持管理計画書の作成 							
	R4年度		R5年度			R6年度		
	○社会基盤施設							
	個別施設計画等に基づく取組の実施		個別施設計画等に基づく取組の実施			個別施設計画等に基づく取組の実施		→
	整備計画Ⅰ期に位置づけた施設等に係る長寿命化対策の実施		整備計画Ⅰ期に位置づけた施設等に係る長寿命化対策の実施			整備計画Ⅰ期に位置づけた施設等に係る長寿命化対策の実施		→
県有建物長寿命化計画の改訂		整備計画Ⅱ期に位置づけた施設等に係る長寿命化対策の実施			整備計画Ⅱ期に位置づけた施設等に係る長寿命化対策の実施		→	
維持管理計画書の作成		維持管理計画書の作成			維持管理計画書の作成		→	
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の長寿命化（維持管理・更新等の費用の抑制・平準化） ・施設の安全性の確保 							

整理番号	21	実施部局	総務部	主務課	総務課	関係課	各債権管理所属
項目名	柱1	未来につながる行財政経営への変革					
	(2)	持続可能な財政構造の確立					
	⑤	債権管理の適正化					
	ア	税外債権の管理徹底や債権回収の強化・効率化					
現状・課題	<p>税外債権については、「債権管理適正化の手引（平成20年11月策定）」及び「徴収困難な債権に関する基本的な考え方について（平成28年度総務部長通知）」により、適正化に向けた取組を進めており、引き続き管理の徹底や債権回収の強化・効率化を図っていく必要がある。</p>						
取組内容	<p>各債権管理所属の担当者が、地方自治法、地方自治法施行令等の債権管理に係る法令の内容への理解を深め、より適切な債権管理を行えるように取り組む。</p> <p>また、徴収困難な債権に関しては、サービスや弁護士に債権回収業務を外部委託することなどによって債権回収の強化を図る。</p> <p>さらに、債権回収や債権放棄に関して条例で定めている都道府県もあることから、効率的な債権管理を行っていくために、条例制定の可能性についての調査や研究を行う。</p> <p>令和5年度からは、制定した債権管理条例に基づき適切に債権放棄を行い、債権管理の効率化を図る。</p>						
目標	<ul style="list-style-type: none"> 各債権管理所属の担当者が、債権管理に関する法令への理解を深め、より適切な管理を行えるようにする。 「債権回収業務の外部委託」を推進する。 債権管理条例に基づき債権放棄を着実に行う。 						
取組工程	<ul style="list-style-type: none"> 債権管理適正化の手引き等の改訂・周知、担当者研修の実施により、各債権管理所属の担当者の債権管理に対する知識の向上を図る。 債権回収業務の外部委託の効果の検証及び更なる外部委託の検討推進する。 債権管理条例の制定について、論点を整理するなどして、具体的に検討する。 制定した債権管理条例に基づき債権放棄を行う案件を精査し、専決処分を行う。 						
	R4年度		R5年度			R6年度	
	研修・外部委託の推進 条例制定に係る論点整理等		研修・外部委託の推進 条例制定に係る検討 条例の運用			研修・外部委託の推進 条例の運用	
効果	<ul style="list-style-type: none"> 研修を行うことにより、「担当者の債権管理に係る理解の促進」に繋がり、税外債権の管理や債権回収の強化及び効率化が期待できる。 サービスや弁護士など「債権回収業務の専門家への外部委託」を推進することにより、徴収困難な債権の回収の促進が図られる。 条例制定に係る具体的な検討を行うことにより、効率的な債権回収・債権放棄の在り方について整理することができる。 制定した債権管理条例に基づき着実に債権放棄を行っていくことにより、債権管理の効率化が図られ、他の債権回収に一層注力することが可能となる。 						

整理番号	26	実施部局	総務部	主務課	人事課	関係課	
項目名	柱2	多様で柔軟な働き方の推進					
	②	多様な人材の活躍に向けた制度の確立					
	イ	再任用職員の活躍推進					
現状・課題	<p>複雑高度化する行政課題への的確な対応などの観点から、再任用職員の能力や経験を最大限活用するとともに、若手職員にその知識、技術などを継承していくことが求められる。</p> <p>地方公務員法改正に伴い、定年が段階的に引き上げられる経過期間において、65歳まで再任用ができるよう現行の再任用制度と同様の仕組み（暫定再任用制度）が措置されるとともに、60歳以後に退職した職員を、本人の意向を踏まえ、短時間勤務の職で再任用することができる制度（定年前再任用短時間勤務制）が導入されることから、法改正の趣旨に則り、条例整備等を行い、職員の多様な働き方のニーズに対応する必要がある。</p>						
取組内容	再任用職員の知識、技術、経験の活用を図るとともに、若手職員へのノウハウの継承等を行う。						
目標	<p>再任用職員の能力や経験の活用を図るとともに、若手職員へのノウハウの継承等を行う。</p> <p>また、暫定再任用制度及び定年前再任用短時間勤務制について、改正地方公務員法が令和5年4月に施行されることから、令和4年度中に必要な条例整備等を行うとともに、制度の適正な運用を図り、60歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応する。</p>						
取組工程	<ul style="list-style-type: none"> 再任用職員の能力や経験の活用等 暫定再任用制度及び定年前再任用短時間勤務制の導入に向けた条例整備等 制度の適正な運用 						
	R4年度		R5年度			R6年度	
	再任用職員の能力や経験の活用等		再任用職員の能力や経験の活用等			再任用職員の能力や経験の活用等	
暫定再任用制度及び定年前再任用短時間勤務制の導入に向けた条例整備等		制度の適正な運用			制度の適正な運用		
効果	<ul style="list-style-type: none"> 高齢期の職員がその能力を最大限に発揮し、若手職員も含めた組織全体の活力を担保することにより、公務能率や県民サービスの向上につながる。 						

整理番号	32	実施部局	総務部	主務課	デジタル推進課	関係課	政策法務課・出納局
項目名	柱3	スマート県庁への転換による新たな行政スタイルの確立					
	①	デジタル技術の活用等による業務効率化					
	ア	ペーパーレス化やBPRの推進					
現状・課題	既存の機器・設備を活用することによりペーパーレス化できる業務はあるものの、過去の資料が紙で保存されていること、申請や届出が紙ベースで提出されていること、電子決裁機能が付いていないシステムがあることなどから、紙で行わざるを得ない業務が依然として存在している。						
取組内容	ペーパーレス化はデジタル技術活用的前提であることから、紙中心の業務スタイルから脱却し、原則ペーパーレスにより業務を行う。 また、業務効率化のためのデジタル技術の導入にあたって、既存のフローを見直して再設計してから適用することを徹底するため、研修の実施などによりBPR手法の職員への周知を図る。						
目標	幹部レクや各種本部会議等のペーパーレス化の徹底						
取組工程	<ul style="list-style-type: none"> ・ペーパーレス化実現に向けた財務情報システム等の改修や具体的な手順周知・徹底 ・内部事務のプロセスの見直しや行政手続のオンライン化の推進 ・研修の実施などによるBPR手法の職員への周知・取組促進 ・配付PC更新と合わせた外付けモニターの配置 						
		R4年度	R5年度	R6年度			
	ペーパーレス化実現に向けたシステム改修・手順周知・徹底		ペーパーレス化実現に向けたシステム改修・手順周知・徹底		ペーパーレス化実現に向けたシステム改修・手順周知・徹底		
	内部事務のプロセスの見直しや行政手続のオンライン化推進		内部事務のプロセスの見直しや行政手続のオンライン化推進		内部事務のプロセスの見直しや行政手続のオンライン化推進		
	BPR手法の職員への周知等		BPR手法の職員への周知等 業務を通じたBPRの実施		BPR手法の職員への周知等 業務を通じたBPRの実施		
	配付PC更新と合わせた外付けモニターの配置	配付PC更新と合わせた外付けモニターの配置		配付PC更新と合わせた外付けモニターの配置			
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・紙資料に係る時間や手間、コスト等が削減され、職員が本来行うべき業務に注力できる ・デジタル技術の導入・活用がスムーズに行える ・場所に捉われずに業務を行うことができ、柔軟な働き方が実現できる 						

整理番号	52	実施部局	総務部	主務課	総務課・政策法務課・デジタル推進課	関係課	
項目名	柱3	スマート県庁への転換による新たな行政スタイルの確立					
	②	行政手続・サービス等のデジタル化					
	エ	アナログ規制の点検・見直し					
現状・課題	<p>国では、法令をはじめとする社会制度やルールに存在するアナログ的手法を前提とした「アナログ規制」が社会に浸透していることがデジタル化を阻害しているとの考えにより、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を策定し、事業者等に対して目視や対面などのアナログ行為を義務付けるアナログ規制の見直しを進めている。</p> <p>また、令和4年11月「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル」を公表し、各自治体においてもアナログ規制の見直しに積極的に取り組むよう要請している。</p>						
取組内容	<p>条例・規則等において、事業者等に対して目視点検や対面講習などのアナログ行為を義務付けるアナログ規制の点検・見直しに取り組む。</p>						
目標	<p>全ての条例・規則等を点検して、アナログ規制の見直しを進め、県民や事業者の利便性や生産性の向上を図る。</p>						
取組工程	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の条例・規則等についてアナログ規制の洗い出しを行う ・見直し方針の検討・決定 ・必要に応じた条例・規則等の改正 ・新規条例・規則等の審査（デジタル原則への適合性の確認）の検討・実施 						
	R4年度		R5年度			R6年度	
	<p>(・総務課による予備的洗い出し)</p> <p>→</p>		<p>・所管課による洗い出し</p> <p>→</p> <p>・見直し方針の検討・決定</p> <p>→</p> <p>・見直し方針に対応した条例・規則等の改正</p> <p>→</p> <p>・新規条例・規則等の審査（デジタル原則への適合性の確認）の検討・実施</p> <p>→</p>				
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・社会経済への効果 <p>徹底的にアナログ規制を見直し、デジタルの力を最大限発揮することで、人手不足の解消や生産性の向上に大きく寄与すると考えられるとともに、デジタル化の推進が、経済成長やスタートアップ等の勃興や成長産業の創出につながることが期待される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政内部への効果 <p>アナログ規制の見直しに際し、行政の内部プロセスをデジタル技術の活用を前提としたものへと転換（BPR）することにより、行政の在り方の変革につながり、作業や判断の自動化・均質化や、誤りの防止など、業務の負担軽減と質の向上が可能となる。</p>						

整理番号	37	実施部局	総務部	主務課	デジタル戦略課	関係課	
項目名	柱3	スマート県庁への転換による新たな行政スタイルの確立					
	③	オープンデータ利活用の促進					
	ア	オープンデータの整備と利活用の促進					
現状・課題	<p>令和3年11月に「千葉県オープンデータサイト」をリニューアルし、データの拡充・質の向上を順次図っているところだが、オープンデータを前提とした業務プロセスやシステムの整備が行われていないため、統計表をそのままデータ化するなど、コンピュータ処理に向いていない形式での公開データが多い。</p> <p>また、データ活用の観点から県と市町村のデータを一元的に提供する仕組みについて検討する必要がある。</p>						
取組内容	<p>行政が保有する様々な分野のデータを、地域課題の解決や企業活動にも活用できるよう、機械判読性の高いオープンデータとして整備し、利活用を促進する。</p> <p>※機械判読性：コンピュータが容易に処理できるようなデータの形式になっているかということ。機械判読への適性は5段階の指標で示されている。</p>						
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・民間の団体などとの協働による利活用事例の創出の推進 ・オープンデータのうち、機械判読性の高い「自治体標準オープンデータセット」の公開件数 <p>※自治体標準オープンデータセット：国がオープンデータとしての公開を推奨するデータ項目等</p> <p>【現状】R3年度：県のデータ12件 機械判読性3段階目以下、市町村のデータ0件 (文化財一覧、公衆無線LANアクセスポイント一覧 等)</p> <p>【目標】R6年度：市町村分を含むデータ24件 機械判読性5段階目(最上位)</p>						
取組工程	<ul style="list-style-type: none"> ・データの質の向上等に向けた業務プロセス、情報システムの整備方針(オープンデータ整備方針)の策定 ・オープンデータサイトの市町村との共同利用等についての検討 ・県と市町村のデータの一元管理、提供等 						
		R4年度		R5年度		R6年度	
	オープンデータ整備方針の策定	→					
オープンデータサイト共同利用等の検討	→		オープンデータサイト共同利用等の検討	データの一元管理、提供等	データの一元管理、提供等		→
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が質の高いオープンデータを容易に取得できる環境を整備することで、利活用を促進し、地域課題の解決や新たな価値の創出につなげる。 						

整理番号	39	実施部局	総務部	主務課	デジタル推進課	関係課	
項目名	柱3	スマート県庁への転換による新たな行政スタイルの確立					
	⑤	市町村DX推進への支援					
	ア	自治体の情報システムの標準化・共通化					
現状・課題	<p>令和2年に策定された国の「自治体DX推進計画」の重点項目の一つである「自治体の情報システムの標準化・共通化」については、令和7年度末までに国の標準仕様に準拠したシステムへの移行が義務付けられている。</p> <p>これを踏まえ、今年度から各市町村が標準化・共通化に向けた作業に着手し始めたところであり、随時必要な支援を行っていく必要がある。</p>						
取組内容	<p>住民サービスの向上と行政の効率化を実現するため、国が進める、住民基本台帳、戸籍、国民健康保険、児童手当などの基幹業務等システムの標準化・共通化について、県内市町村が目標年度までに新システムへ移行できるよう、進捗状況の把握を行うとともに、情報共有、相談対応、助言等の支援を行う。</p> <p>※基幹業務等20システム…令和4年1月現在、以下20業務のシステムが標準化の対象とされている。 ①児童手当、②子ども・子育て支援、③住民基本台帳、④戸籍の附票、⑤印鑑登録、⑥選挙人名簿管理、⑦固定資産税、⑧個人住民税、⑨法人住民税、⑩軽自動車税、⑪戸籍、⑫就学、⑬健康管理、⑭児童扶養手当、⑮生活保護、⑯障害者福祉、⑰介護保険、⑱国民健康保険、⑲後期高齢者医療、⑳国民年金</p>						
目標	<p>市町村における標準化・共通化の取組状況（国の示す当該年度工程への到達）</p> <p>【現状】R3年度：27市町村（R3年12月現在）</p> <p>【目標】R6年度：全市町村</p>						
取組工程	<ul style="list-style-type: none"> 各市町村への定期的な進捗状況の調査 情報共有や意見交換、相談対応、民間のデジタル専門人材等を活用した助言 システム移行を担当するデジタル人材の育成支援（DXセミナー等） 						
		R4年度		R5年度		R6年度	
	進捗状況調査	→		→		→	
	情報共有、意見交換、相談対応、助言	→		→		→	
DXセミナー等	→		→		→		
効果	<p>市町村が着実に取り組めるよう、県における支援を行うことで、全ての県民がデジタル化の効果を享受できることにつなげる。</p>						

整理番号	49c	実施部局	県土整備部	主務課	道路環境課・河川環境課	関係課	
項目名	柱4	連携・協働で実現する持続可能な千葉県の確立					
	④	県民参画の推進					
	ア	県民・市民活動団体等との連携・協働					
現状・課題	令和3年度までに道路アダプトプログラムにおいては69団体、河川海岸アダプトプログラムにおいては78団体と合意書を締結し、清掃・除草用具の貸し出し、保険への加入等の支援を行っている。 一部には、構成員の高齢化が進み、活動の継続が困難な団体がでてきているのが課題である。						
取組内容	ボランティアにより千葉県が管理する道路、河川・海岸の美化活動等を行う団体等に対し支援を行い、それぞれの地域にふさわしい道路・河川・海岸環境の形成を図る。						
目標	引き続き、アダプトプログラムを展開するとともに、参加団体の拡大を図る。						
取組工程	<ul style="list-style-type: none"> ・県民への広報周知 ・参加団体の支援 活動に参加する者を補償対象としたボランティアの活動に関する保険への加入 活動に必要な機械器具の貸与、燃料等の提供、資材等の用意 活動の内容等を記載した標識の設置						
	R4年度		R5年度			R6年度	
	県民への広報周知		県民への広報周知			県民への広報周知	
	参加団体の支援		参加団体の支援			参加団体の支援	
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の道路・河川・海岸環境美化に対する関心の高まり ・清掃、除草の頻度増加による道路・河川・海岸環境、利便性の向上 						